

改正後	現行
<p data-bbox="353 268 929 300" style="text-align: center;">高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="616 363 667 395" style="text-align: center;">(略)</p> <p data-bbox="197 459 577 491">(補助の目的及び補助対象事業)</p> <p data-bbox="181 507 1104 954">第2条 県は、浜の活力再生プランを上位計画とし、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図るために、<u>水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）</u>に基づいて、別表第1に定める事業実施主体が実施する養殖施設、漁業共同利用施設、加工流通共同利用施設及び防災対策関連施設等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）に、市町村（以下「補助事業者」という。）が補助する経費及び補助事業者が施設等整備事業を実施するために要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p data-bbox="616 1066 667 1098" style="text-align: center;">(略)</p> <p data-bbox="197 1161 280 1193">(附則)</p> <ol data-bbox="219 1209 1104 1425" style="list-style-type: none"> この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 	<p data-bbox="1317 268 1892 300" style="text-align: center;">高知県水産業強化支援事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1579 363 1630 395" style="text-align: center;">(略)</p> <p data-bbox="1144 459 1525 491">(補助の目的及び補助対象事業)</p> <p data-bbox="1128 507 2083 1010">第2条 県は、浜の活力再生プランを上位計画とし、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図るために、<u>水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日付け21水港第2632号農林水産事務次官依命通知）、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号）</u>に基づいて、別表第1に定める事業実施主体が実施する養殖施設、漁業共同利用施設、加工流通共同利用施設及び防災対策関連施設等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）に、市町村（以下「補助事業者」という。）が補助する経費及び補助事業者が施設等整備事業を実施するために要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p data-bbox="1579 1066 1630 1098" style="text-align: center;">(略)</p> <p data-bbox="1144 1161 1227 1193">(附則)</p> <ol data-bbox="1167 1209 2083 1409" style="list-style-type: none"> この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 この要綱は、令和6年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第7条、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年6月13日から施行し、令和4年3月29日から適用する。
- 2 ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和4年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(追加)